

「三、三〇四円」と、同部五の款一の項中「四五二円」とあるのは「四五二円」と、同部五の款一の項中「五八、五七三元」とあるのは「七二、〇七二円」と、同部六の款一の項中「二、四八七円」とあるのは「二、五一三元」と、同部六の款一の項中「一、一〇四円」とあるのは「一、一一五円」と、同部七の款一の項中「六一円」とあるのは「六三元」と、同部七の款一の項中「一、五三七円」とあるのは「一、五四三元」と、同部七の款一の項中「一〇八、二五九、九七三元」とあるのは「一〇八、五〇五、四三八円」と、同部七の款一の項中「一一三、五七四、九二九円」とあるのは「一一三、七五〇、七九八円」と、同部七の款一の項中「二八、一五六円」とあるのは「二八、三九六円」と、「五三、四一一、五三二円」とあるのは「五三、七八〇、八五八円」と、「六、四三六円」とあるのは「六、四五〇円」と、同部七の款一の項中「三、六三八円」とあるのは「四、四九六円」と、同部七の款一の項中「一、四八六円」とあるのは「一、五七六円」と、同部七の款一の項中「一二、五三四円」とあるのは「一三、三八六円」と、同部七の款一の項中「四三、三一八円」とあるのは「四六、〇九五円」と、同部七の款一の項中「九九四円」とあるのは「一〇、〇五三元」と、同部七の款一の項中「五六六円」とあるのは「六〇〇円」と、同部七の款一の項中「四四八円」とあるのは「四七五円」と、同部七の款一の項中「一、六六三元」とあるのは「一、七六二円」と、同部七の款一の項中「一六三円」とあるのは「一六四円」と、同部七の款一の項中「二、〇六四円」とあるのは「二、一〇二円」と、同部七の款一の項中「一五七、六五〇、二八八円」とあるのは「一七三、二二五、九〇〇円」と、同部七の款一の項中「一九九、三七二、九四四円」とあるのは「二一九、二二二、〇五六円」と、同部七の款一の項中「一〇、三〇八円」とあるのは「一〇、九二七円」と、「二四八、二七三元」とあるのは「二六六、〇三五円」と、「五、二九二円」とあるのは「五、六二八円」と読み替えるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

東京都公立学校情報機器整備基金条例を公布する。

令和六年三月十三日

東京都知事 小池 百合子

●東京都条例第二号

東京都公立学校情報機器整備基金条例

(設置)

第一条 東京都又は特別区若しくは市町村が行う公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）における情報機器（入出力支援装置を含む。）の整備を推進するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、東京都公立学校情報機器整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第二条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第七条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(失効等)

2 この条例は、令和十一年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を東京都一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。

東京都屋外広告物条例の一部を改正する条例を公布する。

令和六年三月十三日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都条例第三号

東京都屋外広告物条例の一部を改正する条例

東京都屋外広告物条例(昭和二十四年東京都条例第百号)の一部を次のように改正する。

第六十六条の二の見出しを「(中核市の適用除外)」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(景観行政団体である区市町村が処理する事務の範囲等)

第六十六条の三 法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定に基づく条例の制定及び改廃の事務は、町田市が処理することとする。

附 則

1 この条例は、令和六年十月一日から施行する。

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

